

野洲市資料提供

提供年月日	平成 29 年 11 月 22 日
担当部課	健康福祉部社会福祉課
担当者	吉田和司 北脇洋江
連絡先電話番号	(077) 587-6024

生活保護に係る訴訟の判決について

1. 「生活保護廃止決定処分取消等請求事件」の判決

元生活保護受給者が野洲市を相手に提訴した「生活保護廃止決定処分取消等請求事件」において、平成 28 年 10 月 28 日、大阪高等裁判所で「原告側の請求全部棄却」との判決を受けたことにより、平成 28 年 11 月 10 日、原告側が最高裁判所に上告されていた件で、平成 29 年 10 月 12 日に最高裁判所が上告を棄却しました。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

■事件の概要

本件については、控訴人が福祉事務所の指導指示に違反して自動車を使用したことを理由に保護を廃止したことに對し、その決定を不服として提訴したものです。控訴人の請求は、平成 27 年 10 月 1 日大津地方裁判所および平成 28 年 10 月 28 日大阪高等裁判所において全部棄却され、平成 28 年 11 月 10 日にそれを不服として最高裁判所に上告しました。

■訴訟経過の概要

- ・平成 24 年 11 月 2 日 元生活保護受給者が大津地方裁判所へ提訴
- ・平成 27 年 10 月 1 日 第一審の判決（原告側の請求を全部棄却）
- ・平成 27 年 10 月 13 日 原告が大阪高等裁判所へ控訴
- ・平成 28 年 10 月 28 日 控訴審の判決（原告側の請求を全部棄却）
- ・平成 28 年 11 月 10 日 原告が最高裁判所へ上告
- ・平成 29 年 10 月 12 日 上告審の判決（原告側の上告棄却）

2. 「生活保護損害賠償請求事件」の判決

元生活保護受給者が野洲市を相手に提訴した「生活保護損害賠償請求事件（平成 24 年（ワ）第 264 号損害賠償請求事件）」について、平成 29 年 3 月 2 日大津地方裁判所の判決において原告側の請求が全部棄却されました。

これを不服として原告が控訴し、平成 29 年 9 月 21 日に大阪高等裁判所で判決があり、原告側の請求が一部認められました。

なお、平成 29 年 10 月 10 日までに原告側、被告側（当方）ともに上告しなかったため、判決が確定しました。

判決内容

- 1 原判決を次のとおり変更する。
 - ・被控訴人は、控訴人に対し、13 万 1,217 円を支払え。
 - ・控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は第 1、2 審を通じてこれを 19 分し、その 3 を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

■事件の概要

本件については、原告が生活保護を受給していた間の生活保護費の支給にかかる必要経費の控除認定などを不服として、平成 24 年 2 月 24 日に提訴されたものです。今回の判決では、原告が請求した損害賠償額 82 万 795 円のうち、滋賀県への行政不服審査請求で決定が取り消された分を除いた 66 万 3,822 円について判断が示され、そのうち 13 万 1,217 円が損害賠償額として認められました。

■訴訟経過の概要

- ・平成 24 年 2 月 24 日 元生活保護受給者が大津地方裁判所へ提訴
- ・平成 29 年 3 月 2 日 第一審の判決（原告側の請求の全部棄却）
- ・平成 29 年 3 月 13 日 原告が大阪高等裁判所へ控訴
- ・平成 29 年 9 月 21 日 控訴審の判決（大津地方裁判所の判決の一部変更）
- ・平成 29 年 10 月 10 日 原告・被告双方が上告しなかったため判決が確定